

沖縄県警察寄附物品取扱要領の制定について

発出年月日：平成12. 6. 1

文書番号：沖例規務4・会2

公表範囲：全文

警察に対する物品等の寄附は、寄附者の自発的行為による場合であっても、その性質上、維持管理するための経費が新たな負担としてかかってくる、職務執行の公正に対する世間の疑惑を招く危険性もあり、その取扱いについては、特に慎重を期す必要があることから、別添のとおり「沖縄県警察寄附物品取扱要領」を制定し、平成12年6月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

沖縄県警察寄附物品取扱要領

第1 目的

この要領は、寄附物品取扱いの手続きについて必要な事項を定め、もって寄附物品の適正な取扱いに資することを目的とする。

第2 寄附物品取扱いの基本原則

警察の業務運営に充てる経費、物品等はすべて公費による負担が原則であるため、善意による自発的な申出であって、かつ、当該寄附物品を受納することがやむをえない場合を除き、受納しないものとする。

第3 寄附物品受納の許可申請手続き

- 1 寄附物品の受納については、沖縄県警察の服務に関する訓令（平成12年沖縄県警察本部訓令第9号）第17条の規定により、警察本部長（以下「本部長」という。）の許可が必要であるが、当該許可は、寄附の申出を受けた所属長（以下「所属長」という。）による、事前の許可申請に対し行うものとする。
- 2 所属長の許可申請は、寄附受納許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）に、寄附申出者作成の物品寄附申出書（様式第2号）を添付し、警務部警務課（以下「警務課」という。）を経由して行うものとする。

第4 寄附物品受納許可申請の際の留意事項

寄附物品受納の許可申請は、寄附物品取扱いの基本原則に基づくとともに、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 宣伝及び売名に用いられるおそれがないか。
- (2) 直接、間接を問わず、警察が表面に出ているか。
- (3) 寄附が自発的であるか、強制によるものか。
- (4) 割当て寄附ではないか。
- (5) 寄附物品が不必要なものでないか。
- (6) 維持管理のために新たな経費負担とならないか。
- (7) 寄附物品の規模が必要な限度額を超えていないか。

第5 寄附受納の許可の通知等

- 1 寄附物品の受納許可の通知は、所属長への寄附受納書（様式第3号）の送付により行うものと

し、送付を受けた所属長は、寄附申出者に受納書を交付し物品を受納するものとする。

- 2 寄附受納書を送付する場合は、警務課備付けの寄附受納書管理簿（様式第4号）に必要な事項を記載するものとする。

第6 寄附物品受納における必要な手続き

寄附物品を受納したときは、速やかに、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第164条及び第165条に規定する必要な受納手続き（以下「財務手続き」という。）をとらなければならない。

第7 軽微な寄附物品の取扱い

- 1 寄附物品のうち、財務規則第153条第1項第5号に規定する消耗品（以下「軽微な寄附物品」という。）については、寄附抑制の趣旨に沿い、かつ、他に弊害を生ずるおそれがないと認められるときに限り、所属長限りで措置して差し支えないものとする。ただし、物品の総量、総額等から取扱い上疑義があれば、第3の許可申請により処理する等後日問題が生ずることがないように慎重を期すこと。
- 2 所属長限りで受納した軽微な寄附物品についても、警務課を経由し、速やかに本部長へ報告するものとする。

第8 その他

各所属で取扱う寄附物品については、所属備付けの寄附物品受納簿（様式第5号）に必要な事項を記載するものとする。

様式等省略